

「B-CAS（ビーキャス）カードに係る技術的制限手段」不正競争防止法第2条第1項第12号に規定する技術的制限手段

① 技術的制限手段の施されている物品の名称・型番
「B-CASカード」（ビーキャスカード）



表

寸法
縦：約 54mm 横：約 85.5mm 厚さ：約 0.8mm

裏

② 技術的制限手段の態様

- 1) 技術的制限手段により視聴等が制限されるコンテンツは、映像と音である。
- 2) 技術的制限手段により視聴等が制限されるコンテンツの利用形態は、映像と音の『視聴』である。
- 3) 制限手段の方式は、『特定の変換をして送信する方式』である。

(補足説明) BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送で行われている有料放送に於いて、有料放送の契約者以外の者にコンテンツの視聴をさせない為に、限定受信方式※(CAS: Conditional Access System)を用いている。
本限定受信方式では、コンテンツにスクランブルをかけて送信し、契約者以外の者は、スクランブルの解除及び視聴ができないように制限している。
本B-CASカードは、本限定受信方式を構成する物品の一つであって、受信機と組み合わせる事により、契約者のみがスクランブルを解除して視聴できるようにする機能を持つ。

※限定受信方式(CAS: Conditional Access System)は、デジタル放送のコンテンツ管理方法の1つで暗号化技術により契約者以外の映像と音声の視聴を防止する技術である。